

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第9号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち<u>4時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>4時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち<u>勤務時間の2分の1に相当する時間として人事委員会規則で定める時間</u>（以下「<u>半日勤務時間</u>」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>半日勤務時間</u>の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時</p>

育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者の

までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。))のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、

ある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年静岡県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊業務手当)	(特殊業務手当)
<p>第5条 特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、その属する職務の級が教職員給与条例第5条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は勤務時間条例第5条の規定により<u>4時間</u>の勤務時間を割り振られた日又は同条の規定により勤務時間のうち<u>4時間</u>を</p>	<p>第5条 特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、その属する職務の級が教職員給与条例第5条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は勤務時間条例第5条の規定により<u>半日勤務時間</u>(同条に規定する「半日勤務時間」をいう。以下この号において同</p>

<p>割り振ることをやめた日（以下この項において「<u>4時間勤務日等</u>」という。）に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は<u>4時間勤務日等</u>に行うもの</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>じ。</u>)の勤務時間を割り振られた日又は同条の規定により勤務時間のうち<u>半日勤務時間</u>を割り振ることをやめた日（以下この項において「<u>半日勤務日等</u>」という。）に行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は<u>半日勤務日等</u>に行うもの</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。